

外国人地震情報センター

ニュースレターno.1 1995.2.1

発行・外国人地震情報センター

大阪市中央区常盤町1-4-12 常盤セントラルビル3階

TEL 06-941-4793 FAX 06-941-5875

外国人地震情報センター（以下情報センター）は、地震で被害を受けた外国人に情報を提供するために関西の民間団体四団体が設立しました。公共交通、公共サービス、医療、各地の救援活動、ビザ・パスポートなどに関する情報を下記の電話番号で提供しております。ビザ、滞在資格は問いません。秘密は厳守します。受付時間は午前10時から午後9時です。

Tel : 06-941-4793 Fax : 06-941-5875

1) 被災地での医療について

現在いくつかの民間団体が神戸市内の数カ所で無料で医療を提供しています。英語やその他日本語以外の言葉が話せる医師がいる場所もあります。詳しくは当センター（06-941-4793）まで連絡下さい。

また、医療についてはAMDA情報センター（06-636-2333）で電話による相談（外国語の通じる病院、医師の紹介、医療制度の説明）を受け付けています。

2) 無料国際電話について

避難所、区役所などに100カ所以上国際電話もできる無料電話が設置されています。詳しくは情報センターまでご連絡下さい。

3) 入管に聞きました

神戸入管は地震のためしばらく閉鎖されています（注・2月1日より同じビルの2階で一部活動開始。詳しくは後述）。神戸入管の上級官庁である大阪入管は質問に対して次のように答えました。

☆ ☆ ☆

○パスポートを紛失した場合どうするか

【回答】 自国の大使館もしくは領事館に連絡すること。そこで取り扱う。

○入管に行けないが、ビザがもうすぐ切れてしまう。どうしたらいいか？

【回答】 地震のため在留資格（ビザ）の変更や更新の手続きができなかった人については、あとから受け付ける措置を今回特別にとっている。心配しないでよい。

○幸いけがなく、パスポートもあるので手続きをしたい。どこに行ったらいいか。

【回答】 無理する必要はなく、交通が復旧するまで待っていてよい。交通に問題がない場合には、申請は、大阪入管か、各港の入管出張所（尼崎、姫路、東播磨）で受け付ける。東京など他の地域に避難している人の申請は最寄りの入管で受け付ける。

○資格変更の申請を神戸入管で行っていた（申請中）。どうなるか。

【回答】 日本に滞在する場合には、待っていてほしい。

一時帰国したい場合には、事情に応じて大阪入管で即刻ビザを出している。

外国人地震情報センターニュースレターNo.1 (3版)

Foreigners' Earthquake Information Center News Letter No.01 95.02.01

○私はビザを持っていない。もう帰国したいのだが...

【回答】 手続きは「退去強制」という手続きになる。これまでと同じく罰金や所持品の没収はない。パスポートか臨時パスポート（affidavit=領事館・大使館で作ってもら）と旅費を持って、入管に出頭する。被災者の手続きは早めに終わる。

☆ ☆ ☆

2月1日より再入国許可申請は神戸支局の仮事務所（これまでと同じビル、ただし2階）で手続きできるようになりました。（1月31日付法務省入国管理局通知）。同支局の電話番号は078-391-4747～8です。

上記の内容について質問および最新情報については情報センターまでご連絡ください。

4) 補償について

<死者・重傷者に見舞金>

厚生省は地震による死者の遺族に「災害弔慰金」を、失明など重度の障害が残った場合には「災害障害見舞金」を出すことを決定しました。この制度は外国人にも適用されます。ただし短期滞在者やビザのない者などには適用されないと厚生省は言っています。これらについても適用されるよう私たちは努力していきますので、該当する人はぜひ連絡下さい。

「弔慰金」の金額は、死者が家計支持者だった場合は500万円、その他の場合は250万円。「障害見舞金」の金額は、被災者が家計支持者だった場合は250万円、その他の場合は125万円が支給されます。窓口は住所地の市町村役場。関係者は情報センターに連絡してください。

<私の給料はどうなるのだろうか？>

被災地では多くの企業がつぶれたり、業務を休止したりしています。労働省はこれらの企業の労働者に休業補償を支給することを決定しました。この休業補償は外国人にも、ビザがなくても支給されます。日本語が分かる人は、公共職業安定所（職安、ハローワーク）で手続きをしてください。情報センターに相談していただいても結構です。

また、会社がつぶれてしまったために、これまで働いた分について給料が払われなくなってしまった場合、政府が立て替えるという制度があります。該当する人は、労働基準監督署で申請して下さい。援助の必要な方、詳しい情報が知りたい方は、情報センターまで連絡下さい。

<地震があったとき、仕事をしてケガをした場合など>

仕事中や通勤途中で地震にあってけがをした人や死亡した人は、労働災害保険の申請ができます。手続きは労働基準監督署でしてください。情報センターに相談していただいても結構です。

なお、このニュースレターの情報は2月1日時点の最新情報です。
情報は変更・追加されることがありますので、お問い合わせ下さい。

★デマやうわさにご注意ください★

地震については、いろんなうわさが流れています。うわさに振り回されないよう注意しましょう。不安な時には地震情報センターに連絡ください。

<仮設電話の利用について>

最近、仮設電話の数が減ってきており、センターにも問い合わせが増えています。また仮設電話の利用について「使うと怒られた」「国際電話はかけるなど言われた」など苦情の声もよく聞かれます。仮設電話は震災のため電話が使えなくなったすべての人のためのものです。国際電話もかけられます。しかし、自宅の電話が使えたり、経済的に問題のない人は、国際電話のかけられる公衆電話（Gold Plate or Gray Phone）を使いましょう。

<日本赤十字一次義援金の重要性>

神戸市在住の日赤一次義援金交付の対象者の方、義援金はもう受け取られましたか。神戸市の場合是一次義援金を受けた人にも兵庫県の援護金、市の見舞金を出しています。ですから国や市から金銭的補償を今後続けて受けようとする方は、まず日赤一次義援金を申請して下さい。

<一次義援金の申請方法>

1.外国人登録をしている方

本人と確認できる証明を持参のうえ、居住地の市、区役所などへ行って手続きをして下さい。

2.外国人登録をしていない方

手続きが異なっています。3月1日から日赤兵庫県支部が受け付け窓口となりました。以下の場所に必要書類を持参のうえ申請して下さい。

受付場所: 日本赤十字 兵庫県支部 078-362-4564

651 神戸市中央区下山手通り5-7-11

兵庫県母子会館 2F JR元町駅下車 北へ徒歩10分日赤病院隣り

受付時間:月～金、9:30-16:30

必要書類: (1) 市区役所発行のり災証明書、(2) 身分を証明できるもの(パスポート、IDカードなど)、(3) 震災時被災地に住んでいたことを証明するもの(郵便物、賃貸契約書など)

*外国人登録をしていない人は、必ず罹災証明書が必要。

*罹災証明書の発行には(2)、(3)が必要。

*委任状があれば、代理人申請も可能。

どちらの場合も日本語でのみ受け付けています。日本語がわからず手続きできない方は、当センターまで相談して下さい。通訳を派遣します。また兵庫県国際交流協会では電話による通訳をしています。(英、中国、スペイン、ポルトガル語)窓口での通訳も可能です。(tel:078-382-2052)いずれも無料です。

外国人登録なしで義援金を受け取った例(ただし代理人申請)

ケース1:神戸市東灘区在住のペルー出身のAさんの場合

家が全壊。パスポートを紛失したため、大使館からIDカードを発行してもらい、罹災証明書とともに日赤へ提出。義援金10万円を獲得しました。

ケース2：神戸市長田区に住むペルー出身のBさんの場合。

家は全壊。区役所発行の罹災証明書、パスポート、及び震災以前に受け取った郵便物で被災、身分、居住の事実を証明し、義援金10万円を受け取りました。

以上のように本人であることを確認するものと居住事実を証明するものがあれば外国人登録はしていなくても日赤の義援金を受け取ることができます。

<日赤二次義援金の交付について>

日赤は二次義援金の交付を以下のように決定しました。しかし申請、交付時期、具体的な手続きは決まっていません。今後の動きに注意して下さい。

日赤義援金二次配分

一カ月以上の重傷者	5万円
生活保護、独居老人、障害者、母子家庭などの要援護世帯で、住宅が全半壊などした世帯	30万円
父母または保護者が死亡した零歳児～高校生	100万円
持ち家を再建する世帯	30万円
持ち家を修繕する世帯	同上
賃貸住宅に移住する世帯	同上

<お仕事は見つかりましたか?>

関西通訳社では震災にあわれた外国人被災者のために仕事のあっせんをしています。仕事の内容はホテルのベッドメイクや配膳など。勤務地は奈良県内、大阪府下です。また、奈良県内のホームステイ、引っ越しの相談も受け付けています。

tel:0742-48-0181 9:00～17:00 (毎日) 担当は中川さん

<税金が返ってきます>

地震で家や家財道具に大きな損害を受けた人は、税務署に申告すると、1994年に納めた所得税が返ってくる場合があります。

●例

神戸市兵庫区に住んでいた〇〇人の〇〇さんは、地震で賃貸アパートが半壊し、テレビやタンスなど家財の半分以上が壊れました。

〇〇さんの月給は20万円で、そのうち2万円を毎月、所得税として納めていました。他の収入はありません。